

「一定の特別目的会社の開示に関する適用指針(案)」に対するコメント

平成 19 年 2 月 23 日
あずさ監査法人

平成 19 年 1 月 26 日付で公表されました企業会計基準適用指針公開草案第 22 号「一定の特別目的会社の開示に関する適用指針(案)」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

検討グループのメンバーは以下のとおりです。
公認会計士 斎藤 昇、九鬼聡、轡田留美子、倉田知子

なお、このコメントに関するお問い合わせは、あずさ監査法人 業務管理部 (Tel: 03-3266-7503) 斎藤昇、又は、九鬼聡までお願いします。

1. 適用指針の範囲に関して(適用指針2、6項)

2 項及び 6 項に、「連結財務諸表を作成していないが、個別財務諸表において一定の特別目的会社に係る注記を行うこととなる場合には、本適用指針による。」(下線は、当法人が挿入。)等の記載がある。今後の財務諸表等規則の改正を見越した表現と思料するが、これまでの適用指針の表現にならって「注記を行う場合には」等のように表現してはどうか。

2. 開示対象特別目的会社との取引金額等の開示について(適用指針3項(2)①)

適用指針案では、当期に行った主な取引金額を開示することとされている。しかし、開示対象特別目的会社を用いることによる企業集団の財政状態及び経営成績の変動の理解に資する趣旨(10 項)からすれば、現存する開示対象特別目的会社との取引のうち、過年度分も開示対象とすることを検討してはどうか。

3. 開示対象特別目的会社との取引金額等の開示について(適用指針3項(2)④)

資産の譲渡取引を金融取引として処理している場合には、取引金額等を開示する必要はないとされている。この場合、担保資産及びその対応債務が注記されるため、開示不要としたものと思料する。

しかし、開示対象特別目的会社を用いることによる企業集団の財政状態及び経営成績の変動の理解に資する趣旨(10 項)からすれば、この場合であっても取引金額等を開示したほうがよいと思われる。

4. すべての開示例に関して

イメージ図の中に、当社がどれに当たるかを明示した方が読みやすいと思われる。また、開示例 5 については、当社と連結子会社が違う業務を行っているので、イメージ図上も当社と連結子会社を分けて図示したほうが分かりやすいと思われる。

5. 開示例1、3～6に関して

開示例文中、「当社は議決権のある出資等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。」とある。このような場合、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い三によるまでもなく、子会社には該当しないように思われるので、前提条件を追加してはどうか。

6. 開示例1に関して

- ①イメージ図中の残存持分について、資産譲渡者から出資者に対して矢印が出ている。この矢印の意味について補足説明を入れてほしい。
- ②取引金額の表中の「回収サービス業務」の期末残高として、金額が記載されるのではないか。（注3）に、回収サービス業務負債が固定負債に計上されている旨の注記があるからである。

7. 開示例4に関して

完成した分譲マンション等を譲渡、販売代理契約を締結するのは、「提言」のいう開発型の特別目的会社ではないと思われる。しかし、（開示例）には「総合建設会社に建築を発注し」と記載されており、開発型のように読めるので、文章を変更した方がよいと思われる。

開発型の特別目的会社を連結に含めるかどうかは、現行の会計基準上明確ではない。そのような状況で、開発型と誤認される開示例を出すと、実務を混乱させる可能性があるからである。

8. 開示例5に関して

- ①「資産を譲渡していない会社」は、信用枠や流動性枠を設定しているだけで、実際の供与額や出資等はない、という前提である。開示対象特別目的会社として取り扱う理由が不明なため、説明を入れてほしい。
- ②イメージ図の信用枠・流動枠の矢印の先は、（出資しているわけではないので）開示対象特別目的会社にするのが適切と思われる。
- ③取引金額の表中の「金融手数料」と「その他受取手数料」について、損益計算書の計上区分の脚注をいれてはどうか。（他の開示例では脚注がある。）

以上